

## 地方独立行政法人法の一部改正について

### 1 経緯

平成27年4月に「独立行政法人通則法」の一部改正が施行され、同法を踏まえて、「地方独立行政法人法」の一部改正（平成29年6月公布）が平成30年4月に施行される予定

### 2 主な改正事項

#### (1) 評価委員会の役割の見直し

- ① 地方独立行政法人の業務に対する評価を『評価委員会』から『設立団体の長』に変更
- ② 評価委員会の役割を整理

現 行	改正後
年度業務実績評価	権限移譲(設立団体の長に変更)
中期目標期間業務実績評価	権限移譲(設立団体の長に変更)
中期計画作成・変更に当たり設立団体の長が認可する際の意見	削除(※)
—	【新設】中期目標期間の最終年度に業務実績見込み評価を行う際の意見

(※)改正法で削除された項目を条例に追加

#### (2) 地方独立行政法人の役員の任期の見直し

- ① 『理事長の任期』は現行のまま（4年）
- ② 『監事の任期』（現行2年）を『理事長の任期』（4年）に対応させ、『任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日まで』とする。

### 3 法改正に伴う対応（案）

「地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例」の一部改正
「地方独立行政法人福岡市立病院機構定款」の一部変更
「地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則」の一部改正